

朝日信託の入居一時金保全信託 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)

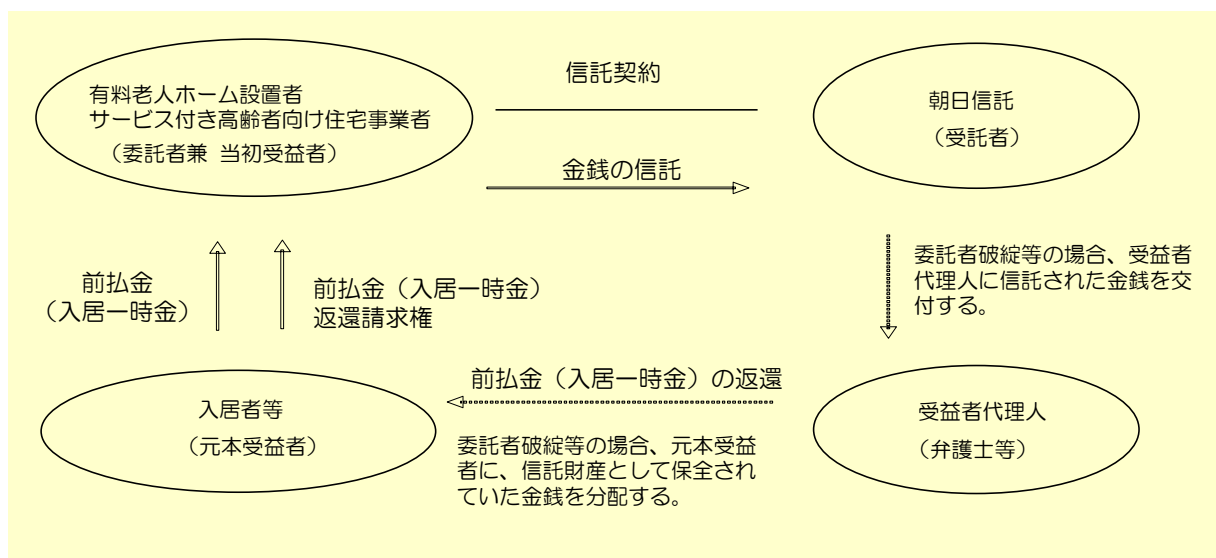
入居一時金保全信託とは

有料老人ホームの設置者・サービス付き高齢者向け住宅事業を行う事業者には、入居者等から受領する家賃等の前払金（入居一時金）を法令が定める保全措置により保全する義務があります。

朝日信託の入居一時金保全信託は、法令が定める保全措置のうち、信託契約を締結する方法により前払金（入居一時金）を保全するものです。

有料老人ホームの設置者・サービス付き高齢者向け住宅事業を行う事業者は、入居者等から受領した前払金（入居一時金）のうち一定の金額を朝日信託に信託することによって、これを事業資金と分別して管理し、将来、入居者等に返還すべき金銭を保全することができます。

入居一時金保全信託の仕組み



株式会社朝日信託

<http://www.a-t.jp>



金監第2483号

東京本店	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 Tel : 03-3580-3471	霞が関ビル19階 Fax : 03-3580-3465
大阪支店	大阪市中央区備後町3丁目6番2号 Tel : 06-6263-2372	大雅ビル7階 Fax : 06-6263-2326
横浜支店	横浜市みなとみらい2丁目2番1号 Tel : 045-227-8611	横浜ランドマークタワー17階 Fax : 045-227-8612
福岡支店	福岡市博多区博多駅前3丁目10番12号 Tel : 092-477-6730	J-MAXビル2階 Fax : 092-477-6733
名古屋支店	名古屋市中村区名駅3丁目25番9号 Tel : 052-533-1290	堀内ビル2階 Fax : 052-533-1291
札幌支店	札幌市中央区南一条西2丁目5番地 Tel : 011-218-6207	南一条Kビル7階 Fax : 011-218-6208

入居一時金保全信託の流れ

- 1 有料老人ホームの設置者・サービス付き高齢者向け住宅事業を行う事業者さま（以下「事業者さま」といいます。）と朝日信託の間で、施設ごとに、入居一時金保全信託契約を締結します。
- 2 朝日信託は、信託契約に基づき、事業者さまが入居者から受領した前払金（入居一時金）のうち要保全額（各入居者の未償却分の金額又は入居者1名あたり500万円のいずれか低い方の金額）に相当する金銭を受託します。
- 3 朝日信託は、信託期間中、信託財産を管理します。
事業者さまは、朝日信託に対し、所定の様式で前払金（入居一時金）の要保全額を通知します。信託財産の金額が要保全額を超過する場合には、事業者さまの請求により、朝日信託は信託財産のうち要保全額を超過する部分を交付します。
- 4 万が一、事業者さまの経営が破綻した場合であっても、受益者代理人を通じて、信託財産として保全している金額の範囲内で、前払金（入居一時金）が入居者等に返還されます。

入居一時金保全信託にかかる費用 （ 信 託 報 酬 ）

1 信託契約締結時の信託報酬（信託設定時報酬）

信託設定時報酬は、信託設定の対価として信託契約締結時にお支払いいただきます。

信託契約の対象となる施設の定員、予定される入居一時金の金額等に基づいて算定いたします。

2 信託期間中における信託報酬（管理報酬）

管理報酬は、信託財産の管理の対価として、各年末における入居者1名あたり年額7,000円（消費税別）を、毎年1回お支払いいただきます。

ご留意事項

- (1) 入居一時金保全信託は、老人福祉法施行規則における「厚生労働大臣が定める措置」、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則における「国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める措置」に該当するものです。
- (2) 入居一時金保全信託には、受益者代理人が必要です。
受益者代理人の資格・要件につきましては、当社にご相談ください。